

岐阜市住民主体型デイサービス事業運営実施要領

平成28年6月30日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、岐阜市住民主体型デイサービス事業費補助金交付要綱（平成28年6月30日決裁。以下「要綱」という。）第4条第3項の規定に基づき、岐阜市住民主体型デイサービス事業（以下「事業」という。）の実施に関し、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語は、この要領に定めるもののほか、要綱において使用する用語の例による。

(留意事項)

第3条 補助事業者は、次に掲げる事項に留意して事業を実施するものとする。

- (1) 個人情報保護法の規定等を踏まえ、事業を利用する要支援者等（以下「利用者」という。）及びその家族の個人情報及びプライバシーを尊重し、その保護に万全を期すものとし、正当な理由なくその業務に関して知り得た秘密を漏らさないこと。
- (2) 従事者の清潔の保持及び健康状態の管理に留意すること。
- (3) 茶菓等を提供する際には、衛生管理に留意すること。
- (4) 岐阜市地域包括支援センター、介護サービス事業所、地域の関係者等と連携を図り、地域に開かれた場になるよう努めること。
- (5) 事業の周知を積極的に行うこと。
- (6) 拠点等は、参加者数に3㎡を乗じた以上のスペースを確保するように努めること。
- (7) 本事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区別すること。
- (8) 利用者が岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業の対象者である場合は、岐阜市地域包括支援センターと連携し、ケアプランの作成、評価等に協力すること。
- (9) 要支援者等の参加状況及びサービスの提供等の経過状況を記録すること。
- (10) 市民ボランティア等の積極的な参加を図ること。
- (11) 傷害事故及び賠償事故に対する保険に加入すること。

(利用者負担、徴収等)

第4条 補助事業者は、事業の実施に当たり、食材費等実費や利用料に関して利用者から徴収することができる。なお、徴収を行う場合は、事前に利用者へ徴収額を周知するものとする。

2 補助事業者は、食事の提供を行う場合は、別途、必要な許可等について岐阜市保健所と協議し、必要な措置を講ずるものとする。

(苦情対応及び事故発生時の対応)

第5条 補助事業者は、利用者の苦情に対し、迅速かつ丁寧な対応を心がけるものとする。

2 補助事業者は、サービスの提供等に関し補助事業者の責に帰すべき事由により事故が発生した場合は、速やかに市に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 補助事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 補助事業者は、利用者に対するサービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年6月30日から施行する。